

職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第二十五号

職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第六条」に改める。

第二条第一項中「第二条」を「第三条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。